

議案第 2 号

西脇市病院事業職員定数条例の制定について

西脇市病院事業職員定数条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

病院事業に地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、病院事業職員の定数を定める必要があるため。

## 西脇市病院事業職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、病院事業に常時従事する職員（病院事業管理者（以下「管理者」という。）及び臨時的に任用される者を除く。）の定数について定めるものとする。

(定数)

第2条 職員の定数は、470人とする。

2 管理者が必要と認める限度において、前項に定める職員のほかに次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき派遣された職員
- (2) 西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成23年西脇市条例第26号）の規定に基づき派遣された職員

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。